

燕市立燕中学校 いじめ防止基本方針

本校では、すべての教職員が「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうる」という事実と認識を踏まえ、生徒の人間としての尊厳を守りながら、「いじめをしない、許さない、見逃さない」学校づくりに向け、学校全体で取り組む。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ等防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、警察等の関係機関とも連携しながら、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが発生または疑われる事態を把握した際には、できるだけ早期の解決に向け組織的に対応する。特に、重大事態が発生した際には、燕市教育委員会に報告し、連携しながら対処する。また、学校で発生したいじめ等が違法行為として取り扱われるべき事案では、所轄の警察署等の関係機関へ直ちに相談・通報し、連携して対応する。

本基本方針には、「燕中学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努める。

1 定義

(1) いじめ

生徒などに対して、当該生徒が在籍している等当該生徒と、一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめ類似行為の定義

生徒等に対して、当該生徒が在籍している等当該生徒と、一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条第2項）

(3) 重大事態

- ・重大事態とは、生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条）
- ・生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たる。（いじめ重大事態の調査に関するガイドライン）

2 組織的な対応に向けて

- (1) 「いじめ等防止対策委員会」を組織し、様々な教育活動・場面を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが発生または疑われる事態を把握した際には、できるだけ早期の解決に向け組織的に対応する。
- (2) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付けし、全ての教職員の共通理解を図り自らの学びとするとともに、対応力の向上に努める。
- (3) 組織的、効果的にいじめ対策を実践するために、日頃から教職員の同僚性を高め、受容的・支持的・相互扶助的な人間関係づくりに努める。

3 いじめ防止に向けた発達支持的生徒指導の実施

全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、燕中学校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことの意識の醸成や自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いに尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備を実施する。

日々の授業や短学活をはじめとして、教育相談や学校行事、部活動等における対話や励まし、賞賛や見守り等を意識的に行うことで、生徒の社会的資質・能力の発達を支えるとともに、教職員が生徒の変化等を敏感に察知し、いち早く適切な対応が行うことができる体制づくりを目指す。

4 いじめの未然防止に向けて（課題未然防止教育）

- (1) 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、規範意識や人権感覚を高めることを通して、いじめをしない、いじめを許さない、いじめを見逃さない心、態度、行動を育成し、いじめに発展する可能性をもつ日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。
例）人権教育，同和教育を充実、心を耕す道徳教育の実践
- (2) 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組むことができるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた

指導の充実を図る。例) いじめ見逃しゼロスクール集会

- (3) 教職員の思わぬ言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- (4) コンピュータやスマートフォンのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

5 いじめの早期発見に向けて（課題早期発見対応）

- (1) いじめは、大人が気づきにくく、また、判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識し、発見の網をきめ細やかにする。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の変化を見逃さないようにする。
- (3) いじめの発生または疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員のみがその問題を抱え込むことなく、確実に情報共有し、組織的に対応する。
- (4) 定期的にアンケート調査を行うとともに、日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめに関する相談をしやすい体制を整える。
- (5) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報の共有に努める。
- (6) 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

6 いじめの早期解消に向けて

- (1) いじめの対象となっている生徒を徹底的に守り通す。
- (2) いじめの対象となっている生徒や保護者の立場に立って対応する。
- (3) いじめの事実または疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせることで解消したものと安易に思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応する。
- (4) いじめを行っている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、深く心にしみるよう内省を促し、二度とそのような行為にいたることがないように、学校組織として指導する。
- (5) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解消に向けて取り組むことができるようにする。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは許されない行為であることを再認識し、見逃がさず根絶しようとする心、態度、行動を育ませる。
- (7) いじめを見て認知した生徒が安心して教職員等に伝えやすい学校の雰囲気づくりに取り組む。
- (8) いじめを解消した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築にいたるよう努める。
- (9) いじめ解消については、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針（改正）」に基づき対応する。

7 いじめ等防止対策組織の取組

- (1) 校長・教頭・生徒指導主事により本部を構成し、基本方針や年間計画の作成、実行、検証、改善を行う。即時対応できるよう初動機能を果たすとともに、組織的解決に向けた推進部構成員や方針案を示す。また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家等の参加、協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。
- (2) 疑いを含め、認知したいじめ等の事案について、速やかに燕市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、専門家の活用等について相談する。
- (3) 当該組織が情報の収集と記録、共有を行う。記録は10年間保存する。

8 地域・保護者・小学校との連携(法における保護者の責務等 第9条)

- (1) P T A総会等において、いじめ防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- (2) S N Sの使い方に関する生徒及び保護者への啓発と協力を行う。
- (3) 中学校区内の小中が連携していじめ見逃しゼロスクール集会を実施する。
- (4) いじめ防止基本方針をH P等で周知する。
- (5) 保護者や学校運営協議会、地域人材による教育活動への積極的参画を促し、いじめの未然防止に努める。

9 関係機関等との連携

警察、児童相談所、市教育委員会、市健康福祉係、校外教育支援センター、民生児童委員、育成委員等と積極的な連携や情報共有を行い、打開策を探る。

10 その他

社会状況の変化等により、発生する問題や必要な対応も変化することから、本基本方針ならびに行動計画は必要に応じて改訂を重ねるものとする。

<※ 1 組織的対応体制> 令和8年度版

